

1. 議事日程

〔令和4年第2回安芸高田市議会6月定例会第7日目〕

令和4年6月16日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	宍戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

7番 山根温子 8番 先川和幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	行森俊莊	企画部長	猪掛公詩
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
消防長	近藤修二	教育次長	宮本智男
財政課長	沖田伸二	政策企画課長	高下正晴

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長 毛利幹夫 事務局次長 久城祐二

総務係長 藤井伸樹 主任主事 山口 渉



午前10時00分 開議

- 宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、7番山根議員、及び8番先川議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

- 宍戸議長 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
一般質問の順序は、通告順といたします。
それでは、質問の通告がありますので、発言を許します。
1番 南澤議員。
- 南澤議員 1番、シセイクラブ、南澤克彦です。通告に基づきまして、大枠2問、質問いたします。

1問目、市有常友・甲田住宅の住宅用途廃止についてです。

今年の2月に通知がきました市有住宅の用途廃止を受けて、住民より請願書が提出されております。市有住宅条例には「住宅に困窮しているものに対して住宅を賃貸することにより、市内への定住、市内企業への就労の促進その他市の施策に資することを目的」にするとあるように、市有住宅には、低所得者・年金受給者・障害者・独り親家庭・子育て家庭・病気により働けない方など、様々な事情のある方が住まわられています。用途廃止を受けて、退去期間の延長や退去後の支援を求める声を受けて、質問いたします。

まず1つ目です。平成29年3月に発表された安芸高田市公共施設等総合管理計画個別計画の(4)住宅の中に③公営住宅(市有住宅含む)がありまして、そこでは該当する中層耐火構造住宅の耐用年数は70年と記載されております。その6ページには、耐用年数経過年は常友住宅で平成58年、これは令和でいっても28年、甲田住宅でいっても令和で29年とされています。その第3章長寿命化計画においても、一次判定では用途廃止の対象となる住棟の判定基準は次のようになっています。1つ目は、耐用年数を経過しているストック、そして2つ目、その耐用年数が経過するストックのうち需要が見込めないもの、3つ目は建替えが難しい敷地ある住宅、この3点が用途廃止の対象となる住宅として上げられています。しかし12月の議会で住宅政策課からあった報告によると、両方の住宅共に入居率は90%を超えています。十分に需要がある。そして先の8

月、昨年8月の豪雨によっても、常友住宅・甲田共に浸水被害はありませんでした。耐用年数は70年とされていて、まだ令和28年とか29年とかまでであるとされています。需要もある。建替えが難しい敷地とも言えない。どこが該当して用途廃止という判断になったのかを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、正確を期するために、正しい議論を行うために認識を整理しておきたいと思います。

先ほど議員が引用された市有住宅条例ですね。これ、行政文書というか、条例なので文章が長くて分かりにくいんですが、強弱つけると少し意味が見えてきます。「住宅に困窮しているものに対して住宅を賃貸することにより、市内への定住、市内企業への就労の促進その他市の施策に資することを目的」とする。つまり、市有住宅の目的というのは、市内への定住、市内の企業への就労の促進、これに資することです。前段にあった、住宅に困窮しているものに対して住宅を賃貸することは目的ではなく手段なんですね。これが正しい読み取り方です。なぜそう言えるか、対になるものを見ると明らかなんですね。市営住宅というものがあります。市有に対して市営住宅です。それは条例でどう書いてあるかというのと、「住宅に困窮する定額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する」ことが目的とはっきり書いてありますね。なので、市営と市有でそもそも存在意義が、理由が異なります。目的が別です。ですので私は、3月の定例会だったと思うんですが、この場で民間への需要という答弁を行いました。これは補完性の原理という話なんですけども、ちょっと言葉は難しいんですが、簡単です、考え方は。何でもかんでも行政でやったら行政パンクしますよねというものです。行政は最終的に引き受けなければならないもの、それは当然あるんですが、できることなら民間であったり、まずは市民の皆さん個人ですね、それぞれで担っていただく。これはこのまちだけじゃなくてこの国全体がその倫理原則で成り立っています。つまり、条例上目的と手段があるので私は民間の需要と申し上げたままで、そこに私が恣意的に何か思いを込めたというわけでは一切ありません。この辺りの解釈は行政に慣れないとなかなか理解が難しいところではあるんですが、私自身も市長に就任してからこの2年弱の間に勉強したところですので、ぜひこれを機会に認識を広め、理解を深めていただければと思います。

個別の質問については部長から答弁を行います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

河野建設部長。

○河野建設部長 令和3年度の調査でコンクリートの膨張亀裂など顕著な劣化が見られることから、躯体の安全性が確保できない。用途廃止の判断をしました。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員　まず、冒頭の市長のお話です。確かに市有住宅は、住宅に困窮しているものに対して住宅を賃貸することによりと、手段と書いてありますが、現に住宅に困窮されている方がいらっしゃいます。それは公営住宅、市営住宅等で支援をするべき対象だというふうに認識しております。ですので、もちろん市が経営するアパートのようなものだというような理解、市有住宅に対する理解ですね。それは一定もってますけれども、でも条例に、困窮されている方に住宅を賃貸すると書いてあって、一部公営住宅としての役割を市有住宅に担ってもらっている部分があったという認識をしています。今、どこが該当して用途廃止になったかという質問に対して膨張亀裂という話がありました。その辺りについてこれからちょっと深く質問していきたいと思います。

(2)に、次の質問に入ります。甲田住宅・常友住宅共に昭和56年にあった新耐震基準の前に建てられた物件であります。常友は昭和51年、甲田は昭和52年築と聞いております。この住宅は、雇用能力開発機構から譲り受けたものと認識しておりますが、住宅を取得する際に耐震診断は行っているのか伺います。

○宍戸議長　答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長　旧雇用促進事業団から、耐震診断を行っていないと聞いています。耐震診断を行っていない理由としては、旧基準レベルの耐震性があること、法的に耐震診断が義務付けられていないこと、耐震診断に費用を要することが考えられます。

○宍戸議長　答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員　私が調査した情報とちょっと異なっております。ではちょっと伺いたいんですけども、市のほうでこういった大きな建物を購入する際に、耐震性の確認もせず購入したという理解でよろしいでしょうか。

○宍戸議長　答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長　この住宅の取得後に、平成25年11月には建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正されまして、一部の建築物には耐震診断が義務化をされておりますが、その対象にこの住宅はなっておりませんので、耐震診断、ないということでございます。

○宍戸議長　答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員　調査したところによりますと、独立行政法人雇用能力開発機構が自治体に対して譲渡に対する打診があって、その後、買い取るかどうかの検討を行政がされているところなんですけども、引き渡す前にこの建物がしっかりとしているものかどうかを明らかにして明け渡してい

るのではないのでしょうか。耐震性が担保できないものを購入するというのは、ちょっとにわかに信じられないんですけども、改めてもう一度伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。
河野建設部長。

○河野建設部長 先ほどの答弁にもいたしましたでしたが、旧基準レベルの耐震性を持っているということでございますので、耐震診断を行っていないと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南澤議員 旧レベル、震度5強程度で大丈夫と。新基準というのはそれ以上の地震、震度7レベルぐらいまで耐えられる、6レベルまで耐えられるというものなんですけれども、今のお話だと旧の震度5程度までは耐えられるという、何かのエビデンス、証拠があつて購入したという理解でよろしいのでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。
河野建設部長。

○河野建設部長 そのように理解をしております。

○宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南澤議員 今、(3)の質問の答えもいただいたように思います。旧耐震のレベルの基準は満たしているという理解でしたので、(3)は飛ばします。
続いて(4)に伺います。今回、用途廃止の判断をするに当たって耐震診断を行っているか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。
河野建設部長。

○河野建設部長 今回の用途廃止は、老朽化により躯体の安全性が確保できないと判断したことによります。耐震性は用途廃止の根拠ではありませんので、耐震診断は行っていません。

○宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南澤議員 耐震性が今回の根拠ではないと、今、おっしゃいました。安芸高田市公営住宅等長寿命化計画詳細版、令和4年3月に出されたものです。こちらの118ページ拝見しますと、用途廃止とする団地・住棟と書いてありまして、読みます。用途廃止と位置付ける住棟のうち市有住宅の住棟は、既に耐用年限の2分の1を経過しており、構造躯体の耐震性が不足するため居住の用に供することが危険な状態であるものと書いてあります。今の答弁、矛盾するんじゃないのでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。
河野建設部長。

○河野建設部長 1番の原因は躯体の安全性の確保ということでございます。コンクリート剥離したものが地上に落ちてくるという事案がもう発生しております。ということで、耐震性は用途廃止の理由ではないということでございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

○南澤議員 矛盾しませんか、ここにこう書いてあることに対して…

○宍戸議長 改めてもう一回答弁できますか。答弁の内容、質問の内容はわかりますか。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

再度答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 耐震性の判断は、こちらの住宅は旧基準でございます。耐震性あるかないかは関係ありますが、何よりも老朽化による躯体の安全性が確保できないというところで判断をしております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 おっしゃることは、コンクリートの破片が落下してくるというのは大変危険な状態ですので、その危険性をもとに判断しているというのは分かるんですけども、ではなぜ耐久性が不足するためというふうに書いてあるのか。ほかの資料を見ても耐久性の問題を原因、理由に用途廃止というふうにしてるんですけども、耐久性調べてないですよ。その辺り資料と説明がちぐはぐになってるんじゃないかと思うんですけども、その辺りはどうなってるんでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議員が今、お持ちの資料というのは計画・方針がそこに載っています。それは基本的にはそのようにやっていきますという考え方です。必ずしもそれを全て履行するというわけではない。これは一般的にそのように作られているはず。今回、先ほど部長が答弁したとおり、実際に明らかにコンクリートが落ちて水が漏れてるという状況が確認されたので、この事実のほうを重視してこの住宅は使用に耐えないと、住宅として供用するに適切ではないという判断をしましたというのが先ほどの答弁になります。それ自体を否定しているものではないです。市としては耐震性というのは1つの基準ですので、それはそれで大事ではあるんですけども、実際、旧基準から新基準に変わったと、日本全体で見直したその事実が示すとおり、時代にとりか、これは地震の発生頻度と

かですけども、それによって考え方はこれからもまた変わっていきます。なのでその1つの基準がバージョンアップしてきたわけですけども、この間に。それ以外の要素というのも当然、今回がそうであるように廃止の判断の根拠となり得ます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 危険がある、万一があってはいけないですので用途廃止をしようというような考え方というのは理解できないわけではありません。ただ、それが一部の事例なのか、全体が厳しく老朽化しているのか。一部であればその部分、うまく人が通らないように、下を人が通らないようにするなど対応のしようがあるんじゃないかというふうに思います。なので住宅全体としてもう耐震耐えられないという判断なのか、一部部分だけなのか。その辺りをしっかりと専門家により調査してもらう必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺りお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 先ほども申しましたとおり、コンクリートの剥離による落下等起きております。実際には壁面にクラックが発生をし、雨水それから風等で内部の鉄筋コンクリートが膨張しておりまして、既にコンクリートを破裂させている状況が躯体全体に見られます。そういったところから判断をしております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 今の答弁で次の(5)番の答えもいただいたようですのでこちらも飛ばします。次の、(5)番に関連してるんですけども、この計画書ですね。

○宍戸議長 (6)番ですか。

○南澤議員 (5)番のままいります。計画書の83ページに判定の考え方、判定方法の考え方ということがあって、劣化が見られると、予備診断をしないと、見て分かるようなところですね。ここに書いてあるのは、予備診断の結果耐震性に問題があると判断された場合は、躯体強度に疑問を抱えたままではこの計画の中で活用方法が検討ができないと。そのため別途工事耐震診断が行われるまで優先的対応、修繕不可候補とすると書いてあります。この工事、耐震診断は行われずにこのまま用途廃止ということなんですけども、なぜこれを行わないんでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 先ほどお話がありました長寿命化計画の83ページには、予備診断の判定フローというフローチャートが載っております。それから項目2として予備診断の判定項目、判定基準がございます。そちらに基づいて職員が判定をしております。

- 宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 壁の亀裂だったり鉄筋の膨張、コンクリートの剥離等が見られたということなんですけれども、それが住宅の中の全体の話なのか、あるいはこのたびは常友と甲田と合わせてですけれども、全てにおいて同じ状態なのか。そういったことを吟味して、使えるところは使う、残すべきところは残すという判断をしていく必要があるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういった判断は職員さんが行ったということなんですけれども、それで、その判断が客観的に専門家が見て判断してるということであればより説得力は増すと思うんですけれども、今のところは職員さんが見て職員さんが判断されているということだと思います。耐震診断の必要があるのではないかなと考えながら次の質問、6番にいきます。
- 当該住宅の耐震診断にかかる費用は幾らかお伺いいたします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
河野建設部長。
- 河野建設部長 常友・甲田住宅で耐震診断を行うと約700万円必要となります。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 今の質問、甲田・常友で全部で4つの建物がある。700万円ということは150万円ずつ、150万円ちょっとですかね、150万円超、200万円いかないぐらいの額が1棟当たりかかるという説明でした。
- では続いて7番です。市有常友・甲田住宅、それぞれ単年度の収支、幾ら家賃として入ってきてどれくらい管理費として出ていくのかをお伺いします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
河野建設部長。
- 河野建設部長 令和2年度決算額からそれぞれの収支額についてお答えいたします。常友住宅は収入が2,263万4,520円。支出は700万1,538円。収入から支出を引いた額は1,563万2,982円です。甲田住宅は収入2,120万5,700円。支出1,044万3,897円。収入から支出を引いた額は1,076万1,803円です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 いずれも1,000万円から1,500万円程度黒字というお答えでした。
- では次の質問です。(8)今年度の当初予算書によりますと令和2年度末の市有住宅管理運営基金の残高は3億円を超えており、今後も増加する見込みが示されています。できる限り長く活用することが市の財政にとっても入居者にとってもよいのではないかと考えます。このタイミングで用途廃止に踏み切る理由は何でしょうか。お伺いします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 老朽化が進み、壁の中の鉄筋や配管などが劣化のため根本的な修繕は困難な状態にあります。令和3年12月の産業厚生常任委員会でも写真を示して説明させていただいたとおり、老朽化が著しく改修工事をして長寿命化の見通しの立たない状況です。3月の一般質問においても議員から用途廃止はやむを得ないとの発言もありましたので、用途廃止については御理解をいただいているものと思います。入居契約との関係から4年後の令和8年3月までと判断をしております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 鉄筋や配管の劣化等が理由ということでした。

次の質問にまいります。9番、修繕についても検討は行ってこういう結論を出されていると思います。どういった工事に幾らぐらいかかるとはじき出して、これは改修すべきでない結論になったのかお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 修繕に関わる費用としては約5億7,000万円必要と試算をしています。内訳は躯体修繕に3億9,000万円、電気設備補修に8,000万円、バリアフリー化に6,000万円、その他経費として4,000万円が必要となります。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 ありがとうございます。約5億円ということで、躯体に3億円ということなんですけれども、この躯体というのは耐震性なのかなというふう考えるんですが、耐震性の現状は把握されているんでしょうか。伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今の議員の御質問でちょっと分かった気がします。耐震性と老朽化は関係はあるんですけども違う話です。ここをまず皆さん御理解いただきたいと思います。例えば新基準で今、最新の建物を作りましたと。耐震性はオーケーの建物ですよ。でもそれも40年、50年使ったら必ず朽ちます。老朽化します。その間の自然環境とか使い方によってはもっと早く傷みます。これが老朽化です。今、我々が判断した主な理由はこの老朽化です。これまず違う話というのを認識を持っていただきたいと思います。その流れでお話をしますと、先ほど部長が答弁した5億7,000万円というのは、この老朽化をとりあえず延命させる。まだ使える状態で先延ばしにするのに5億7,000万円です。耐震化の工事はまた別途必要になってきます。それが幾らかかるかというのは、耐震の診断をしてその構造等をチェックしてはじき出すものなので、実際幾らかかるかというのは

今お答えが難しいというのが実際です。

○宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南澤議員 耐震と老朽化の区別はしているつもりです。その上で躯体がもつなら中身ですよ。中身というか化粧ですよ。外回りを改修することで少しでも長く使えるのではないかなという疑問点があって質問をしています。ですので躯体がしっかりしているのならば使える限りは使ったほうがいいのではないかということです。今、躯体に3億円かかるという話だったので躯体がどうなのか。躯体って耐震じゃないのかなと。柱、梁とか建物。分かりました。

では次の質問です。できる限り長く活用するために、住宅の耐震診断、老朽化という話ですけれども、耐震診断を行って使える、長くもつのであれば長くもたせたほうがいいのではないかと思いますので、その考えはないかということをお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。
河野建設部長。

○河野建設部長 老朽化により躯体の安全性が確保できないことが用途廃止の要因です。耐震性を向上させただけでは施設を長く活用することにはつながりません。したがって耐震診断を行う考えはありません。

○宍戸議長 続いて答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 例えば耐震性というのは、学校なんかはそれを受けて改築されてるんですけど、柱の間にバッシェンをつけたりするやつですね。これで耐震性は向上しますが、躯体というのはこの柱自体。コンクリートというのは中に鉄筋が入ってるんですけども、それが先ほど話しあったとおり、水が侵食してさびて鉄が膨張するんですね。ひびが入ってもろくなると。これが老朽化ですので、耐震性これを幾らつけたとて、これ自体躯体が老朽化していると建物は供用に値しないと、できないというふうに考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南澤議員 分かりました。

では次の質問です。住宅に入居されている方の中には契約期間が2年間の方と4年間の方がいらっしゃいます。住宅を取り壊すのが4年後ということであれば、2年間の方がもう1期延長することで次の住宅に転居するための準備をするための猶予がより長くなるため、その延長を希望する住民の声が届いています。4年後まで住宅があり、管理費用は同じように発生するのであれば、延長することで家賃収入も入りますし、双方にとってよいのではないかと考えます。2年の方を4年に延長することにより何か支障がございますでしょうか。お伺いします。

- 宍戸議長 答弁を求めます。
河野建設部長。
- 河野建設部長 契約期間を延長することについて支障ないと考えます。個別相談会においても入居者の多くから要望を受けています。令和7年度末までの範囲内で契約延長をする方針です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 ただいま12番の答えですね。延長する考えはあるかということも併せて、延長するというお答えいただきました。
加えてお伺いしたいと思います。使える限りは使っていくということで4年後までは使うということだったんですけども、その間、新たに安芸高田市に定住しようかなというふうに思われる方とか、事情によって短い間でも住まいを探されている方、ここを足がかりに定住していこう、仕事をしようという方もおられるかもしれません。今、新規募集はされていないかと思いますが、新規募集を行う考えはありませんでしょうか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
河野建設部長。
- 河野建設部長 現在募集を停止しております。そのことから新規募集はしない方針でおります。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 新規募集してないのは存じ上げております。その上で使えるのであれば使ってはどうかと。今募集をしてないからしないというわけではなくて、使えるのであれば使ってみてはいかがかという提案です。今の理由はちょっと説明としては受け取れません。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
河野建設部長。
- 河野建設部長 新規の入居は考えておりません。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南澤議員 分かりました。
次の質問にまいります。一般的に民間賃貸物件では、高齢者のみ世帯、生活保護受給者、独り親家族などについて、家賃滞納、居室内の事故や孤独死、騒音などから、大家さんが契約をためられるケースがあると言われていています。一般論です。一方で住宅は、憲法25条で保障する健康で文化的な生活に欠かせない、不可欠な基盤であります。3月の定例会で本件に関する山本数博議員の質問において、民間住宅に対する需要が増加するという市長の答弁がありました。民間では吸収しきれない配慮が必要な方々がいらっしやると思います。その答弁の中でも退去に際

しては対応検討中との答弁でありました。その進捗状況をお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 市有郡山住宅に優先的に入居できるように手配し、現在までに4世帯が入居をされました。また個別相談を行い多様なニーズを聞き取りをしています。今後も相談会を開催するとともに、セーフティネット住宅など民間事業者からの情報収集も行います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 この計画書、先ほど申しました長寿命化計画の計画書の118ページに、用途廃止に当たってというところで、用途廃止に当たっての留意点、現在の入居状況や入居者の生活状況に十分配慮し入居者の移転状況などに配慮しながら随時廃止を進めるとなっていて、そのとおり今やっていたいただいているんだろうと思うんですけども、同じ計画の次のページの中に、住宅の個々の判定結果というのがついてまして、望ましい住宅政策、今これを用途廃止するのであれば望ましい住宅政策というところで家賃補助制度等への政策転換と記載されています。こちらのほうはどのようにお考えでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 移転に伴う家賃補助等は公営住宅から退去をしていただく場合に利用するものでございまして、市有住宅については対応をいたしません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 私、一般論を申し上げてるのではなくて、ここに市が作った計画の中に書いてあるからお伺いしているわけですね。みずからで市有住宅、望ましい住宅政策としては家賃補助制度などへの政策転換と書いてあって、それを公営住宅じゃないからって、今、打ち消すのってちょっとつじつま合わないような気がするんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 一番最初にここでお話しした、まず条例上の立てつけがあります。計画書というのはいろいろなもろもろを踏まえて作られている計画ではあるんですけども、もっともこの場合で重視しなければならないのは条例という立てつけになります。これは共通認識として大丈夫だと思えます。先ほどの部長の答弁というのはその解釈を御説明したというふうに御理解をいただければと思います。計画書の中にあるものを全て実行するわけではない。これもまた一般論としてあるかと思えます。じゃあ何

を書いても意味がないじゃないかというのはそうなので、そこに載っているものが全くの無意味だと言っているわけではありません。今後、誤解がないようにお伝えしておきますが、そうではなくて計画ですので、それからそれに入り切っていない、入っていない話というのも当然出てきます。先ほどの例で言えば老朽化ですね。これが想定されてたよりも早いペースで起きているという、この事実ですね。先ほど政策制度の話、解釈を説明してくれたわけなんですけれども、今回、一問一答の形なのでこういうやり取りが進んでいるんですけども、老朽化によってあの施設を廃止するという単純な話ではありません。老朽化という、まず課題があって、この課題を解決するために改修なのか建替えなのかですね。改修だけでは足りないかもしれない。じゃあ耐震も必要なのか。じゃあ耐震検査があるよね。その全てにコストが発生します。これは単純なお金だけにとどまらず、市としての事務、事業、これも含みます。そうした全てを勘案した結果、これをこれから先も供用し続けることは市として合理的ではないというのが今回の判断になっています。一問一答なので、どこでこれをお伝えすべきかなと思ったんですが、理由は幾つもあります。理由というか判断した材料というのは幾つもあります。それを総合的に勘案して1つ結論を得たというのが実際です。その中で今後の対応については先ほど申し上げたのが基本の路線になります。

○宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南澤議員 住宅にお住まいの方の中には、もともと市営住宅に住まわっていて市営住宅が老朽化したことによって市有住宅に移ってくださるということでも移られた方もいます。そうなるくともとは根拠としては市営住宅にいらっしゃった方がいるわけで、今、市有だからといってそういう対象にならないという立てつけにはなるのかもしれないですけども、十分な配慮をぜひお願いしたいと思います。その辺り一言答弁いただければと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 貴重な御提言をいただきました。であればぜひ条例の改正を検討されてみてください。それに基づいて市としては検討、対応していくというのが基本になるかと思っています。

○宍戸議長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南澤議員 私たち議員も条例提案できる立場にありますので、その辺り検討してみたいと思います。

続いて次の質問にまいります。大枠2番です。住宅政策についてお伺いします。市有住宅の話からちょっと発展させて住宅政策についても広げていきたいと思っています。先ほどちょっと答弁の中にもあったんですけど

れども、1つ目です。市場経済の仕組みの中で発生してしまう課題をケアするのが公の役割だと考えております。先ほど来説明しております令和4年3月の公営住宅等長寿命化計画によると、現在、497戸ある住宅を329戸へ整理していく計画となっています。公共施設の整理の必要性は理解しているつもりであります、住宅に困窮される方の数はいかなる算出方法で算出して計画を作ったのかお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 10年後に当たります令和13年度の安芸高田市の困窮世帯推計数に公営住宅の困窮世帯率を乗じて算出をしております。

○宍戸議長 答弁を終わります。続いて答弁。

石丸市長。

○石丸市長 先ほどこの質問が控えてましたのでここはあえて避けたんですけども、いろいろな要素を総合的に勘案してというその1つは、この対象となる困窮世帯の数も含まれます。部長が先ほどその立てつけを、概要を言葉で説明しましたが、試算したところ残る公営住宅の数で必要量が賅えるという計算になってますので、それも踏まえて廃止という判断に至ります。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 市有住宅の中にお住まいの方で住宅困窮されている方ばかりではないと、そうではないという理解ではありますので、住宅を削減することによって全く住宅困窮者に対する住宅がなくなるのではないかという懸念を持っているわけではないんですけども。

次の質問に移ります。民間賃貸住宅に対して国や自治体が支援をして、民間の建物ですね。民間の住宅に対して国や自治体が支援をして要配慮者の入居を促す住宅セーフティネット制度があります。安芸高田市でも現在3棟3戸があるというのを調べて承知しております。この制度を活用して広げていくことについてお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今、御指摘をされた3棟3戸というのは空き家の部屋の数ですね。空き部屋の数です。現在、安芸高田市内に登録されているセーフティネット住宅というのは48棟287戸あります。これについてはほかのところでも申し上げてるんですけども、民間活力の導入、これが必要になってくると思っています。先ほどの補完性の原理ですね。できることは民間にやってもらうという発想が大事だと思いますので、これを促進していきます。事実、これはある業者が主導されているわけなんですけども、その業者の役員と既にコンタクトをもっていますので、いろいろと協議をしながら、何ができるのか何がしてもらえるのかというのを検討してい

く考えです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 ちょっと質問が前後してしましまして恐縮なんですけれども、市有住宅の跡地ですよね。市内の便利なところに存在していると思います。4年たった後に用途廃止して取り壊すという予定だと思いましたが、その後の活用については何か案が今の段階でございますでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 現段階では特に決まった計画はありません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 住宅についてこの計画が令和4年の4月に出されていて、住宅の廃止が決まったのは12月の議会の中で報告があつて、住民の皆さんに通知がいったのは2月と認識しています。そこから4年間の間に退去の準備をしていくということなんですけれども、できれば、もう結論から話をされて、その間に皆さんに調整をしてもらうというような流れに今回なってるかと思うんですけれども、困っている方々にこういうふうにしたいたいんだけどというようなところから話を積み上げていって、皆さんの了承が得られてから結論を出すというような流れだと住民の皆さんも安心して、安心してということはないと思うんですけれども、急に出てってくれと言われて大変不安を覚えると思います。手続として事前に話があつて最終的な判断に至るといった流れが求められるのではないかとこのように思うんですけれども、その辺り市長はどのようにお考えでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 どこからお話をしたらいいかなと思うんですけれども、まず議員の、今、お話の中にあつた言葉を拾うと、皆さんの了承を得てという言葉があつたんですが、それは現実的ではないと思います。そういう話し合いの仕方をしていると基本的には結論出ません。もっと早くにというお言葉もあつたんですが、そういう意味では私も思わなくはないです。この1、2年で起きた話、発見した事実というわけではありません。そもそもこれを前の前身から引き継いだときからやがてくるのは分かってた問題ですので、なぜもっと早く方針を打ち出してこなかったのか。それこそこの場で議論してこなかったのかというのは非常に悔やまれる部分です。最後なんですけれども、これは私の立場としてこう言わざるを得ないというところで御理解、御了承いただきたいんですが、行政としてはどうしても機械的にといいますか、ルールにのっとって対処せざるを得ない場面があります。そうしたときに少なからず摩擦、もうちょっと言ったらあつれきというようなものが行政と住民の間で生じ得ます。だからです。

そうしたときに間に入って調整するのが議員であるというのが私の理解、認識です。ですのでこのたび南澤議員がこうして御質問してくださって
るわけなんですけども、ぜひともこれからも行政と住民の橋渡し、そこ
でのお力添えをお願いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 今、市長がおっしゃってくれたことですけれども、このたびの一般
質問で特に橋渡しとしての役割の大切さを実感しました。引き続きしっ
かりと橋渡し役になれるように頑張っていきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○宍戸議長 以上で、南澤議員の質問を終わります。

ここで換気のため、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、質問の通告がありますので発言を許します。

12番 熊高議員。

○熊高議員 失礼しました。いつも議運の委員長の報告にいくつもりで歩いてしま
いまして。今日はこちらから質問させていただきます。

まず少しお詫びを申し上げておきたいと思うんですが、今回の項目数
6つということを出しておりますけども、内容についてはかなり質問事
項が分かりにくい概略的な質問になったというふうに思います。答弁書
を書かれる部課長さん辺り多分かなり悩んでおられたのかなということ
もありましたが、多少内容についての状況、話をさせていただいてます
ので、その上で質問したいと思います。とりわけ昨日の芦田議員の質問
あるいは今やられた南澤議員の質問、こういった形に整理ができれば市
長あるいは答弁者の皆さんも答えやすいのかなという思いがしておりま
すが、ざっくばらんにやるのが私の、逆に特徴なので、それは御容赦い
ただいて質問させていただきたいと思います。

まず1番はスポーツ振興についてということで、これは教育長、市長
お二方にお答えいただきたいと思いますが、最近の動きとして、スポー
ツ庁が学校等のクラブ活動に対して民間の活用を考えているというこ
とがテレビ等盛んに報道されております。これについては以前から既にあ
った話なんですけど、一気にまたそういった方向になりつつあるというこ
とで、改めて1番として本市の考え方についてお伺いをしたいと思いま
す。

○宍戸議長 答弁を求めます。

永井教育長。

- 永井教育長 中学校のクラブ活動について、今月6日に出されたスポーツ庁の有識者会議からの提言では、休日の部活動指導の地域移行の受け皿として多様なスポーツ団体等が想定をされています。改革の方向性の達成目標期間は令和5年度から令和7年度末の3年間とされています。今後さらに国、県の動向も注視しながら、令和7年度末までに本市における段階的な対応について検討を行っていく考えです。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
石丸市長。
- 石丸市長 私も御指名を受けたのでこの場に立ってはみたんですけども、見解については教育長と共有をしていますので同様になります。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高議員 冒頭にも申し上げたように、この課題というのはもう10年さかのぼってもいいぐらいの状況から始まっておるんですね。教育長御存じのようにその当時スポーツクラブというのを作って、そういったことに対してもしっかり対応していこうというのが1つの流れであって、本市にはみつやの里クラブとたかみやいきいきクラブという2つのクラブがありますが、その当時は各町に1つクラブを作ろうと。体協等の関係もありますけども、そういったことを取り組むことによって現在出てきている学校のクラブの支援を…
- 宍戸議長 熊高議員、2番目にいっておりますか。
- 熊高議員 そうですね。ちょっと入ってしまいましたね。失礼しました。2番との関連も深くなりますのでそのように受け止めていただければと思いますが、そういった流れの中で現状が安芸高田市に2つのクラブしかないということなんですね。スポーツ庁がある程度進めようとするのは、そういったスポーツクラブ、民間団体をうまく活用してそういった支援をするという流れを以前から考えておりますが、そういった面からして、1番とも関係するというのは、本市のその辺の考え方というのはどのように整理をされてきたのかということのを改めてお伺いしたいと思います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
永井教育長。
- 永井教育長 大きくは2点の視点でもって現在検討を進めております。1点は議員お話の中に出てきましたが、現在安芸高田市では体育協会というのがございます。しかしいわゆる旧6町から安芸高田市に合併する段階で旧6町がそれぞれ組織していたものが十分整理できないまま今日までできております。当然整理しようと努力はしたんですが、それぞれ旧町の歴史あるいは現状があるということの中でなかなかそこからの先が進まなかったというのが、私どもの責任も含めて現状でございます。しかし現在、これは市長からの指示でもありますが、やはりきちんと一本化をして整理すべきではないかということで、今、指示をいただいております。体育

協会の関係者と担当課のほうで協議を進めております。それからもう1つは、議員もこれもおっしゃられましたが、地域総合型スポーツクラブというのは各町に1つ立ち上げるということで、当時私も県のほうにありましたので若干の関わりを持たせていただきましたが、この本市におきましては旧吉田町それから高宮町に設立されただけという現状があります。学校のほうを見ますと、今回、地域へ移行される大きな理由の1つになっております生徒の減少です。もう子どもたちが希望するスポーツ活動ができない、そういう状況になってます。したがって、いずれにしても今後、本市全体のスポーツ振興あるいは中学生の興味・関心に基づくスポーツに親しむ態度、そのことを通して自主性でありますとか責任感等を培っていくということになれば、いずれにしても学校と地域の各スポーツ団体との連携あるいは融合を図っていくことが必要不可欠だというふうに考えております。以上の2点で、とりあえずは今後、先ほど申しました3年間で1つのめどに方向性を示せたらというふうに考えておるところでございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高議員 認識は共有しているというのは、以前からもそういうつもりでおるんですが、なかなかその共有したことが実行されなかったという歯がゆい思いも含めて、やっとな国全体がまたそういう状況にきたのかなということの意味で、ぜひこのチャンスを逃さずに取り組んでいただきたいという思いがしております。今回のことに市長の答弁というのも書いてありますのは、当然予算のこともありますし、市長の指示を受けてということ、今、教育長おっしゃったんですが、やはり体協というのは本当に多くのボランティアに近い皆さんで培われてきている部分があるんですね。そうは言ってもある程度の団体補助というのも出ておるわけですね。そういったところを、この際、皆さんの理解を得ながら整理をしていくということも必要じゃないかと思えますね。

3番に入りますけども、スポーツ振興計画というものも本来あるべきだと思うんですけども、そういったことの中で、市長も本当に力を入れておられるサンフレッチェのこと、あるいはワクナガレオリック等のプロスポーツ等の活用も含めた安芸高田市独自のスポーツ振興策があってもいいのではないかなという気はするんですね。そういった考えをこの際整理をいただいて、効率的なスポーツ振興の運営を図っていただきたい。そういった思いでこの3番をお聞きしたいと思えます。教育長、市長、両方にお考えをお伺いしたいと思えます。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 こちらの御質問は逆に私のほうで一括してお答えさせていただければと思えます。というのは、もちろん考えは共有していますけども、主に

こちらの市長部局での対応になってくる面が大きいからです。ちょっとその前に前段のお話をしますと、先ほど団体に対する財政的な支援というくぐりがあったんですけども、その観点でまさに今年度いろいろな協議を始めたところです。枚挙に暇がないほどこの町はスポーツ関連の団体が林立しています。何か1つの方針に基づいてきれいに派生したわけではなく、それこそ旧町時代からそれぞれがそれぞれに作られてきた。それに合わせて団体支援の枠組みもできてしまっています。これではいつまでたっても市としての、先ほど熊高議員がおっしゃった、効率的な施策というのはいけませんので、ゼロベースというところまでいけるかなというのはあるんですけども、もう1回丁寧にこの町のスポーツ振興とはどうあるべきかという議論を、今まさに始めています。その上でお答えしますと、まず現状なんですけども、既にワクナガレオリックは小学校でハンドボール教室を、サンフレッチェ広島はスポ少でサッカー教室を行ってくださっています。ですのでこうした取組を拡張させる形で、こうしたスポーツ団体を学校のクラブ活動に連携していく方法を模索していこうと考えています。

○宍戸議長 続いて答弁はありますか。答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高議員 市長のほうで総括をいただいたのであとは実行部隊は教育委員会になると思いますので、3か年で、今、市長がおっしゃったような形がきちっとできるような仕組みづくりをぜひともやっていただくことを希望しておきます。

次に入ります。2番の市役所機能について。条例改正に伴い10月1日から市の開庁時間を変更することに伴い、お伺いしたいと思います。まず1番、市民の利便性等について検討されたのかお伺いしたいと思います。というのが開庁時間が9時になると私どもの委員会そのものも9時からという形になっておるんですね。そういったことも見直しをしていかないといけないというのが議会運営委員会等でも出ましたので、これはうちだけの問題じゃなしに市民の皆さんも当然いろいろな制約が出てくるんじゃないか。その辺を検討されたのかなということをまずはお伺いしたいということですが、今朝、事務局から総務文教委員会の資料としてボックスへ入ってましたので、あまり見ておりませんが、そういったことの説明になるのかなという気がしますけども、まずはその点についてお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。
行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、市民の利便性等の検討ということでございます。3月2日の総務の常任委員会で報告をさせてもらっておりますが、本庁総合窓口課及び各支所窓口係の時間帯別の証明書発行枚数を調査し検討を行いました。全体の約96%が9時から17時に集中しているという調査結果を踏ま

えますと、利便性等の検討ということでございますが、いわゆるこのことによる支障という意味で考えますと市民への影響等少ないというふう
に現段階では考えております。以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 今朝頂いた資料にもスケジュール的なことも、周知のスケジュール的なことも書いてありましたので、今、総務部長おっしゃったような形で進むんだろうなと思います。これまでの感覚で言えば、仕事が始まる前の8時半から9時までの間にいろいろな書類申請とか書類をもらったりとかということがイメージ的にはあったわけですけども、今コンビニ納付とかいろいろな仕組みが新しく出てきておりますので、要は市民にその利便性も含めて周知をするかということが一番大事なことかなと思いますので、そこは今、部長おっしゃったような形で丁寧に進めていただきたいというふうに思います。

2番も同じような形なんですけども、市役所の機能が変わったということで私が一番危惧しておったすぐやる課が…

○宍戸議長 熊高議員、2番に移られましたか。(2)。

○熊高議員 はい。もう既に2番に入ったような形になってしまったんですが。

○宍戸議長 入る前には次に…

○熊高議員 分かりました。2番に入ってお伺いしますが、課題等は今のよう
に整理をされたということなのでその付随したことでお聞きしたいと思
いますが、市役所のいわゆるシステムを変えるという、部課長が部の名前
とかそういったものも含めて変えられたという中で、私が一番気にしてお
ったのは支所との関係も含めてすぐやる課というものが本庁に集約され
たということで、その辺の機能が十分に以前と同じように発揮されてい
るのかどうかというのをまず確認をしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

熊高議員に申し上げます。今、通告の内容と質問がちょっと違うとい
うふうに思いますが。熊高議員。

○熊高議員 冒頭にお話ししたようにきちんと伝えてなかったもので、その程度のこと
に移行しても大丈夫かなということですが、それは駄目だということ
におっしゃれば取り下げていきます。

それでは3番に入ります。神楽公演について。神楽大阪公演の成果と
今後に対するお考えについてお伺いしたいと思います。

(1)事前のPR等に取り組んでおられましたが、その成果についてお
伺いしますということですが、これは昨日の芦田議員のやり取りでほぼ
理解できました。(2)番のほうもほぼ理解をできました。その上で芦田
議員への答弁の中で少し気になったところを何点かお聞きするという形
でよろしいでしょうか。議長よろしいですかね。

昨日の答弁の中で200万円余りでしたかね。収支が赤字であったとい

うふうなことで、これを今後どのようにしていけばその赤字か黒字に転換できるかというところまでもう少し深まった見解を伺いたいということがまず1点です。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 今日この瞬間だけこの質問を聞かれている方は、何か事業が赤字を出したように捉えられてしまうと残念なので、もったいないので少し御説明をしますと、市の持ち出しとしてこのたびは200万円弱を要しました。ただ、これまでの公演では500万円から1,000万円持ち出しをしていました。500万円から1,000万円をぎゅっと縮めて200万円まで抑えた、それが200万円の赤字ということなんですけども、すごく単純な話をすれば2回公演にすれば黒字化するんじゃないかなと思ってます。今回1回公演で行ってますけども、従来は2回公演でやってたんですね。なので単純に言えば、物すごい機械的にですよ、チケット収入が2倍になりますので、それだけで黒字化というのは単純計算では出てもおかしくないというところなんです。もちろん2回やるためにはもろもろの調整が要ります。神楽団の皆さんの入りと出の時間とかですね。なので実際には単純ではないんですけども、試算の上ではそういったところで黒字化は十分視野に入っていると捉えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高議員 おっしゃるように、単純に、そうすれば、資料を頂いておるものを見ても329万1,000円がチケットの販売額ですから、660万円近いものになるわけですから、200万円のマイナスは埋められるということですが、もろもろの費用も当然増えてきます。特に2回公演ということになれば出演団体の皆さんの負担も大きくなるので、その辺の対応をどうするかということもあると思いますので、そこらをしっかり踏まえていただいて黒字化をするということ。東京公演であればどうしても旅費等もかかっておりますのでね。そういった面では大阪というのは地の利があるのかなという気がしますんで、あるいは市長の目的でもあるこちらへ来てもらうということにつながっていくということもありますので、そういったところをしっかりと踏まえて黒字化しながら安芸高田市に向けてのいわゆる誘客ができるようにしていただきたいと思います。その上で昨日おっしゃった中で世界へ向けていくのが最終的ではないですけども、そこまで行けるのではないかというようなニュアンスの話をされましたが、世界へ向けていくための足がかりというのはどんなふうな、市長の中で考えを持っておっしゃったのかというのをもう少し詳細にお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長　まず具体的なイメージがあるところで申し上げれば2025年の万博ですね。まさに大阪、日本が世界とつながるそのビックイベントです。そこで何とかうちのといいますか、広島の神楽を披露することができれば、そのきっかけさえつかめれば私はもう神楽という、コンテンツというものはクオリティとしては十分だというふうに思っています。実際いろいろところでミュージカル等を見ましたが決して引けをとるものではないと、私はとても自信を持っているところです。ですので1つは万博を目指しながら、と同時に今回の大阪公演では領事館も当たりました。オーストラリア、台湾、韓国といったところです。日本に近いところでまずはインバウンドが期待できるだろうというのもあるんですけども、もっとシンプルに向こうに呼んでもらうという手もあると思います。台湾なんか近いですし、非常に親日なところですので、日本の文化が受け入れられる余地は十分あるのではないかなと思ってます。昨日ウイスキーの話をしたんですけども、ほかならぬ台湾も後発ながらウイスキーを開発して世界的なブランドに育ってます。結構いい値段するんですね。なので台湾というマーケット、ここを狙っていくというのは1つ作戦としては有効かなと考えています。

○宍戸議長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員　神楽の原点はお宮で収穫のお礼のイベントとしてやるというのが私たちのイメージであったんですが、それを安芸高田市、特に美土里町がいろいろな発信をして、こういった観光資源として発信をしてきたわけですけども、先般の大阪公演でも苦情が何点かありましたですね。会場が階段等でお年寄りが上がりにくかったとかということが書いてあったり、いわゆるスマホですかね。スマホを使ってもいいという形なのでそれがほかの見る人にとっては邪魔になったというふうなことも書いてありました。私たちの神楽の状況というのはお宮でそれこそかぶりつきで見ながらやり取りをしっかりと見るということなんですが、やはりそういった、今、市長がおっしゃるような方向にもっていくのであれば、そういった会場設営とかいろいろなことの質を上げていく必要もあるんだと思うんですね。その辺を、今回の大阪公演の皆さんのアンケートによるマイナスの意見、これをどんなふうに受け止めて今後改善されるというお考えか伺いしたいと思います。

○宍戸議長　熊高議員に申し上げます。神楽公演についての神楽大阪公演の成果と今後に対する考えについてということの(2)番、成果と課題を踏まえて今後の取り組む方向性について伺いますとなっておりますので、それに関連をして、今、認めておりますので、そのような考えで質問をお願いいたします。

熊高議員。

- 熊高議員 質問の冒頭に申し上げたように、芦田議員の答弁でほとんど重複して御答弁いただいたので、その中で気になることを言うことにしたので、全体になってしまったということなのですが、それで答えにくいということになれば2番でということに言いますけども。そういう前段を申し上げたつもりだったんですけど。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 すみません、私もついうっかりしました。失礼しました。最初にそのように断りがありました。何の質問だったかという、昨日の芦田議員の御質問の中で、事業としては9割9分成功したというふうに申し上げました。質問が出るかなどうかと思ってちょっと待ってたところがあるんですが、じゃあ残りの1%何か。まさに熊高議員が今、御指摘された部分です。階段が使いにくいとかトイレがすごい混んだとかですね。これらの課題は当然ありました。ただ、これはいわゆるタクティクスのレベルですね。戦術です。その上位に作戦、オペレーションというのがあるんですけども事業ですね。事業を遂行する上で必要な手順というんでしょうか、その1つに客の誘導等があるんですけども、これはこの事業の本質に影響するほどではありませんでしたので、オペレーションとしてはしっかり成功したというふうに昨日お話をしたところです。この残りの1%のところについては、当然対応していきますが、対応できるものもあればできないものもあります。その辺りはもう文句のつけようがないというエンターテイメントはありませんので、割り切って対処していくしかないと思っています。1つ例を挙げてお話しすれば、スマホの云々というのは、今回スマホの撮影をオーケーにしました。許可しました。そうするとヤマタノオロチとかがうわっと並んだときに皆さんスマホで写真を撮られるんですよ。そうすると後ろから見るとスマホの画面が明るくなるのでスマホのほうの光が目に入るところでちょっと見づらいなという感想は確かにありました。ただ、今の時代のエンタメにおいてあの光景は割と普通です。普通です。むしろあの光景がちょっと絵になるぐらいで評価される場所もありますので、私は必ずしも悪い現象ではないと捉えています。なぜこう言うかなんですけども、何よりも、先ほどお話ありましたが、神楽というのはそういう文化だったように思います。宮神楽ですね。私も小さい頃から連れてってもらいましたが、食べながら飲みながら話ししながらですね。今も思い出しますが、後ろのどこの家だったか分からんですけど、おじいちゃんが日本酒をぶちまけてびしょびしょになりながら、拭きながらですよ、それでも神楽を見てた。それぐらい本来的に緩いものなのかなと思いますので、今回は舞台神楽ではあるんですけども、神楽が本来持っている許容度というんでしょうか、懐の深さというものを信じて、それは神楽の可能性にほかなりませんので、うまく生かしていきたいと考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高議員 見に来られた方の年代層のアンケートを見ると60代から70代が約6割近いんですかね。そういったことでスマホなんか特に違和感があったのかなという気がしますけど、今後の時代の流れからいえば、今、市長おっしゃったような形というの、昔の宮神楽が現代風になったというふうに捉えればいいんだと思いますが、そこらに移行するまでが少ししんどいところがあるのかなという気はしますので、そこら場所とか年齢層とかそういったものを配慮しながら、今回の結果を踏まえてやっていただきたい。そういったふうに希望しておきます。

次に入ります。4の政治改革について。1これまでの市長の考える成果と課題について伺います。これもひどく範囲が広い話なんですけど市長の所感をお伺いしたいということです。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 昨日の金行議員の御質問の中でも似たようなものがあつたと記憶しているんですけども、そのときに道半ばというふうにお話をしました。少し違う言い方を用いれば45%でしょうか。これは単純に私の任期の消化率なんですけども、まだ慌てるような時間じゃないと思っています。ですので残りの任期でも引き続き丁寧な情報発信に努め、根気強く市民の理解を促していきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高議員 昨日の芦田議員の副市長1人の変更というところでもかなりいろいろな形で答弁されておりますので、そこでもかなり市長の考え方というのは分かったんですが、今回の定数半減というところで市長のツイッターというのを最近見始めたんですけども、そこに市長のコメントが出ておったり多くの皆さんのコメントが出ておるんですけども、そこらを見ると、その見方が私もよく分かりませんが、偏ったコメントが出てきたりとかいうのがあるんですけども、議会にもかなりそういったツイートの中身、そういったものをどんなふうに見ておられるか、どういった中身で見ておられるのかという、少しその辺について触れてみたいと思うんですけど、市長の受け止められた形の中で結構ですとお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 もちろんいろいろな意見は存在するんですけども、総じて総評すれば、市長を応援する、議会はおかしいという意見で私のツイッターは埋まっています。これは皆さんを前にわざわざお伝えするので少しフォローを

というか、私なりの解釈をすると、安芸高田市議会に対する直接的な不平不満ばかりでもないのかな。要は地方政治そのものですね。これは実際コメント、私へのメッセージでも読み取れるんですけども、うちでもそうなんじゃないかなという心配、実際うちでもそうだという失望、そのような声はかなりありますので、私のところにきている世論ではあるんですが、それはこのまちに限らず、今、日本全国において存在している問題、その問題意識が現れているんだなと受け止めています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 私も少ないながらそういったツイートとかSNSを見たりするんですけども、総じて安芸高田市以外の人そういった批判の意見が多いですね。そこを市民の皆さんの意識はどこにあるのかなというふうに私もあらゆるところに直接意見交換するんですが、そういった皆さんも、私が行くところは私の近しい人のところへ行くからかも分かりませんが、多くの皆さんが市長の評価というのは高いというふうにおっしゃる方が多いんですね。この間の半減の条例、議員定数半減の条例に唯一私が賛成した立場なので、随分冷たい目で見られる人もおるし、逆に勇気をもってようやったという方もいらっしゃいます。これはいろいろそれぞれの考え方があってそういった意見になっておるので、それは私は責任を持って受け止めるしかないと思うんですが、1つ私が残念だなと思ったのは、市長もマスコミと、今、特に中国新聞とやり取りを、厳しいやり取りをされておりますけども、本当にマスコミの皆さんの捉え方というのが大きく影響するんだなというのは私も思っております。2期か3期目になりますかね。前にこの議会の議長選挙を行ったことがありました。申合せというのがありまして、立候補をした者にしか投票をしてはいけませんよということがあったんです。ただ、その裏返しに、自治法というのは立候補してなくても投票してもいいんだということがあったんですが、そのときに私はその申合せを破って立候補してない人に出ただいて投票したということで、その人が当選したんですけども、そのときにマスコミの対応というのも非常に偏向に近いようなものがあったと思います。というのは、市民に本当に真実が伝わったんだろうかというのがありまして、そういったところが今でもそのことは引きずっておりますよね。そういう意味で特に地域の新聞というのは影響が大きいということであれば、私が記者会見とかユーチューブで見っておりますと、よく市長はあそこまで戦うなと思ってやりますね。多くの方がマスコミとはけんかせんほうがええよということをおっしゃいます。私なんかとてもそういうマスコミの皆さんと戦って勝てるとは思ってませんから、なかなかそういったことになりませんが、そこまでやって大丈夫かというぐらい市長はマスコミとやりますよね。その意図はかなりいろいろな意見を聞く中で分かってきますけども、そういったところをどこまで

どういうふうを目指していくのだろうか。途中でやめたらこれ全然駄目になってくると思うので。その辺の市長の意識を確認したいと思うんですが、よろしいですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 だんだんと答えにくくなってきているんですけども、まずこれも何回かお話ししてる話なんですけど、私は何かが憎くて懲らしめているというつもりはありません。駄目なものは駄目、そう言っているだけです。刀が憎くてたたいてるわけじゃないという話ですね。むしろ逆ですよ。大事な一振りにしたいがために、大事な一振りであるからこそ誠心誠意打ち続けるんじゃないでしょうか。よし、でき上がったというところまで。こんなもんでいいかと、もう右手も疲れたしと打つのをやめる、そんな刀鍛冶は私は二流三流だと思います。そんな刀は買いたくないですね。なので私としては仕事です。私怨でも個人的な趣味でもなく仕事としてただただ正しいものを追求したい、正しくあるべきだと、そのように考えています。ただ熊高議員がおそらく、御心配をされているのかなというふうにも受け止めたんですけども、もちろん問題提起をする際にはそれがどのように波及していくのか、広がっていくのかというのは計算に計算を尽くしているつもりです。むやみやたらに思いついたことを端から順番に言っているわけではありません。そんなことしてれば身を滅ぼすのは私も短い社会人経験ですけどもその中でよくよく理解しているつもりです。それこそ作戦ですね。将棋でもいいんですけども、飛車を動かすために歩を前に出し、桂馬を飛ばしですね。1つ1つ手順を考えながら、それは1手、2手先ではなく5手、10手、20手、何なら最後の王手まで見通して考えようというのが私の基本のスタンスです。ゆえにメディアに限らずそれが例え国であったとしても私の姿勢は変わらない、変えないという思いでいます。国が間違った方針を示したのであればそれ違うんじゃないですかと。それは首長といえども、首長であるからこそ問題提起をしなければならぬ場面、それが訪れば当然そのように対応しようと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 これ以上言うと後ろの中国新聞の胡子さんに鉄砲を後ろから打たれそうですけども、あえて私も思いは言わせていただきたいですけども、コンプライアンス条例が否決されたこともありましたが、この間の定数条例半減というのもありましたけども、その中身をもっときちっと伝えてほしいというのが私の思いなんです。先ほどの、何期か前の議長選挙のことも含めて、本質はどこにあるのかというのをまず伝えた上でこういった結果になったとか、そういったことを、どっちかに偏るということでなしに本質を市民の皆さんに読者の皆さんに分かりやすく伝えるの

が私は新聞の使命、マスコミの使命だと思ってるんですね。なんか最近面白おかしくテレビなんか特にそうですけども、そういった捉え方が多いので、市民の皆様も何を信じていいのか分からんということなので、私はよく市民の皆さんに、市のホームページの市長の記者会見を見てもらえばあそこが一番よく分かるんじゃないですかねって言うんですよ。何ぼ見ても時間がないぐらいいろいろなものが出てきますんで。だからそういった形で生のものを見て自分で判断していただくというのが一番正しい、それぞれのもった価値観の中で判断されるんだと思うので、そういったことをぜひともやっていただきたいと思いますが、その中で、私もこの間、定数半数に賛成したのは、私は以前からずっと考えてきたことが結果として市長がそれに近い提案をされたということで、市長と一緒にドボンするつもりは全くありませんけども、私の思いがやっと出てきたかなという気持ちで賛成したまでのことなので、その辺をあまりマスコミもよく聞いてくれませんでしたよね。あなたただ賛成しただけだろうという。その背景は議員生活の中で積み上げてきた結果としてそういう判断をしたわけですから、そこらを1人1人のことを聞くというのはマスコミもこれは難しいというはあるんだと思いますが、その辺がうまく伝わらんということになると、市民の皆さんの情報というのはどこが本当に伝わる場面になるのかなということなので、ぜひどんどんそういう情報というのは発信していただきたいというふうに思います。コンプラ条例の否決、そういったものが記者会見でもおっしゃってましたように中身についてあまり触れてないというんですかね。そういった思いをおっしゃってましたけども、この時代このコンプライアンス条例が通らなかったということ自体が私は不思議でもうたまらんわけですけども、いろいろな課題も含めて今、ありますけどね。それについて市長の見解というのをもう一度お伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 私の持ち時間ないですね。どこからいきましょうか。そうですね。熊高議員の話の中で最近はこの描写があったんですけども、今に始まったものではなく、昔からこの情報の扱いというのは難しいものであったんだと認識をしています。それが最近特に情報の量が、特にインターネットですけども増えているので言葉が増えました、新たな。何かというと情報リテラシーという、カタカナなんですけどリテラシー。リテラシーというのは知識とか知見、コツというんでしょうか。コツが近いかな。情報を扱う勘どころ。情報リテラシーを身につけましょうねというのが特に今の中学生、高校生ぐらいからですかね。インターネットに触れ始める子どもたちに大事だよと伝えている言葉です。情報リテラシー。これを子どもたちだけではなく我々大人もしっかりと今の時代は身につけなければならないというふうに思っています。これは受け取った情報

を、これ本当、裏は書いてないと確認することももちろんなんですけども、そもそもこの届いた情報以外にもあるんじゃないかと。新聞に書いてあることテレビが放送したことが全部ではなくて、ほかにもあるよね。当たり前なんです、昔からそうなので。ほかにもあって一部がここに出ているにすぎないという認識を持てば、ほかにも気になってくるわけなんです。そうした視野を広げてより社会を正しく理解しましょうというのが情報リテラシーです。その意味では、1つ具体例を挙げれば、やはり先般の熊高議員が議決に際してお1人賛成されたという事実、これがどれほどの人に伝わったのか、そしてその背景が通じたのかなというのは私も非常に疑問を感じているところです。ほぼほぼ報じられてはいません。ただ、これもせっかくなのでこの際お伝えすると、臨時の記者会見が終わった後に、あそこにいらっしゃったメディアの方、記者の方向何人かがその話しされてました。あの議員はどなたですかと。何でなんですか。どうしてああいうことになったんですか。説明しました。そうすると、ああそうなんですかと。皆さん興味津々でなるほどと合点がいった様子だったんですね。ただ、それは残念ながら公共の場には、紙面や番組という形では出てきません。今回は出てきませんでした。なのでメディアの方、メディアというものがそもそも最初から偏って取材をしているわけではないというところもまた知っておいたほうがいいのかと思います。記者の個人の方もありますし、何よりも組織ですので、組織の都合というのはこれはこれで強力で強大なものがありますので、その中で情報発信というのは何とも難しいんだろうなと、私も勝手に推察をするところです。ですので私の立場としてはオリジナルの情報発信、市長が何を見てどのように感じたのか。それを一義的にはこの場ですね。答弁、議場でお話をするわけなんですけども、それ以外のところでも積極的に発信する。これも市長の責務だと、役割だと捉えています。最後に1つ、コンプラ条例どうだというのがあったんですけども、記者会見の中でお伝えをしています。一言でいえば珍事です。今の社会においてコンプラ条例を否決するというのは皆さんよほどの覚悟があって、そしてその理由をしっかりと説明しなければならぬと思います。議会だより等にも若干一部、事実と異なる表現まで使って説明されてましたが、とても説明責任が果たされたとは評価できません。改めて議員とは何か、議員が付託されたものは何か、それをしっかりと自覚していただきたいというのが私の思いです。

○宍戸議長 答弁を終わります。熊高議員に申し上げます。通告されている質問は政治改革についてこれまでの市長の考える成果と課題についてということになっておりますので、これをあまりにも逸脱しないように質問してください。ここに気をつけて質問をお願いいたします。

○熊高議員 (私は逸脱してると思わないから言っているんです。)

○宍戸議長 もう一度申し上げますか。

○熊高議員 (どこが逸脱しているのか聞いている。)

○宍戸議長 逸脱しないように。
熊高議員。

○熊高議員 分かりました。リテラシーということで市長おっしゃいましたけども、私も長くやっておりますので、新聞はできるだけたくさん読むようにしています。昔は朝日を読んだりしてましたけども、今は読売と中国と日経です。それだけでも随分書き方は違うし、一番安定してるのは個人の会社はいいすまい。私なりにそういった理解をしている会社もあります。ただそこでちょっと市長にお聞きしたいのは、中国新聞というのは地域の情報というのが非常に分かりやすく市民に伝えるということなので、市長往来ですか。これが最近情報なしというのがあって、随分多くの方からこれはどういうことなんだと聞いて聞かれるんで、その背景を少し明らかにしていただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 これまでの定例記者会見でも少しずつお話ししてきたところで、先日の臨時記者会見の冒頭でも言及はしました。ですので簡単に概略をお伝えしますと、中国新聞の記者の方に不適切な言動を認めました。それについて中国新聞社本社に一体どうなってるんでしょうかと問合せをしたところ、社としては問題ないという見解でした。ただ、これは次の記者会見で改めてしっかりと御説明するんですが、とても問題ないと言える内容ではない。私は非常に重い問題だと、重大な問題だと捉えました。これはメディアといえども企業です。カタカナですけども、ガバナンスという言葉があります。統治ですね。企業統治、コーポレートガバナンス。一体コーポレートガバナンスはどうなってるんでしょうかという問いに発展をしました。そしてこれも何回か申し上げてますが、社会の上で、特に仕事をする上で大事なものは信義則というものです。信義誠実の原則なんですけども、相手を裏切るようなことをしちゃいけないと、誠実でなくちゃいけないと、そうじゃないと一緒に仕事なんてできないでしょというものがあります。ですのではや社として信を置けないので、仕事の相手方としてふさわしくないと評価し、そのようなところには情報提供を遠慮させていただきますとお伝えをした次第です。最も市民の方が市長往来どれほど、楽しみにされているかというのではないかと思うんですが、情報の1つではありますので、その代替手段としてお太助フォン、毎朝6時半だったかなと思うんですが、あそこに表で出ます。あとは市のホームページにも毎朝、翌々朝に市長の動向というものを出版しています。お太助フォンとWebサイトは同じタイミングで出ます。昨日何やってたかというのを。従来市長往来は二、三行で、出張した、誰かと会っただけなんですけども、もっと細かく、産業部と協議、教育委員会と協議というところまでより詳細に上げていますので、むしろ市

民への情報提供という意味では格段に密度が高まったと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 お太助フォンで出されておるといのは私も認識してなかったんで、そういったことがあるんなら市民に情報を伝えるということで安心をしました。

次に入ります。5番のジェンダー平等について。ジェンダー平等を推進するに当たり、その方向性についてお伺いします。まず1番、ジェンダー平等を推進することで、その成果をどのように見定めているのかお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 本市では安芸高田市男女共同参画推進条例に定める基本計画に基づきまして、男女共同参画社会を目指した様々な取組を実施をしております。令和3年実施の市民アンケート調査結果におきましては、家庭生活における男女平等感は改善傾向にある一方で、仕事と家庭生活を両立したいとする人の割合が高い傾向にあります。職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりを促進するとともに、性的少数者などLGBTQに対する理解を深める取組を推進する考えです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 LGBTQまでいろいろ視野に入れておられるということでお伺いしましたので2番に入ります。ジェンダー平等を推進するに当たり、コンプライアンス条例の必要性についてお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 コンプラ条例というのは直接的にはジェンダー平等に関わるものではありません。ちょっと私なりの解釈で申し上げれば、ジェンダー平等を何かしら条例等で推進できるか否かという意味で受け取ってお答えすると、それもまた難しいという見解です。なぜかというところは法律論になるんですけどもちょっとお付き合いください。まず男女共同参画社会基本法、法律ですね、では、国民の責務を、その社会の形成に寄与するように努めるものと努力義務を定めています。もう一個本市の条例では、市民の責務を、この市が実施する施策に協力するよう努めるものと、これもまた努力義務で規定されています。ですのでこのジェンダー平等は今推進している、これからもしていくわけなんですけども、そこに強制力を働かせるというのはなかなか難しいんじゃないかなと思います。ジェンダー平等というのは憲法でいうと多分14条かなと思うんですが、法のもとの平等ですね。みんな平等だと。一方で憲法の中には思想及び良心の自由というのもあって、個人の意思は尊重せねば、されねばならな

いというものがあります。この相反する、これだけでも相反する2つの概念の中でジェンダーを推進していきますので、なかなか行政として強制力を持たせるというのは難しいのではないかと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 ジェンダー平等と、今、市長おっしゃったように、基本的人権に関わるようなご部分になるんだと、私もいろいろ調べてみた上で確認をしたんですけども、企業等はそのLGBTQ辺りの皆さんをどんなふうに企業の中で守っていくかというか、私はそういうことなんですよという、いわゆる自分から発言するというようなことも含めて、それをその企業の中の社員がどう受け止めるかということも含めて、やはりある程度のコンプライアンスをもった形でその人たちを守っていく必要があるんだというふうな企業の取組も出ておりますから、今、市長おっしゃったように法律上のもとに行政というのはやっていくので、それは今後出てくる課題だと思いますので、その辺を意識しておいていただきたいというふうに思います。

6番に入ります。マスタープランについて。安芸高田市都市計画マスタープランの進捗状況について伺います。1番として、2回にわたり委員会を開かれているが、その委員の選考についてお考えをお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 この委員の選考に当たりましてはいろいろな立場での知見を求めるということで選考しております。特に市外の方につきましても、学識経験者あるいは関係行政機関の職員といった方を入れております。現在のまちづくりにつきましても、やっぱり専門的な知見から意見をいただくということが欠かせないと考えておりますので、学術的な知見あるいは実務的な知見を持つ方、それぞれを選考して委員としております。以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 委員長さんが福山大学の先生だったですかね。で、副委員長さんが交通関係に精通された先生、それから広島県からお2人こういった広島県の上位の方から来ているということでお2人は入っておられると思うし、福山大学の先生がどういうことでこの渡邊先生ですかね、選ばれたのかというのはちょっと私にはいろいろ見ても読めなかったもので、交通体系というのは具体的に分かるんですけど、その辺が今後どういうふうにするかという意図があるのかなということを読み取れなかったのでお聞きしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

猪掛企画部長。

- 猪掛企画部長　この都市計画マスタープランの策定委員会の委員長として福山大学の渡邊先生をお願いしております。本市が都市計画の計画を作るに当たりまして、やはり経験の豊富な方、知見の豊富な方というのを選考したいと考えておりました。ちょうど県の都市計画審議会の委員でもございますし、広島市の都市計画審議会の会長もされております。福山市もそうだったと思いますが、いろいろな自治体でそういった委員をやらせておられるということから先生の方に当たりまして了解を得ましたので依頼をさせていただいたということでございます。
- 宍戸議長　答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高議員　2番に入ります。2回の委員会議事録を拝見しましたが、当然この時点では方向性は見えてきませんが、データやアンケート結果を生かされる議論になっていくのか、少々見えづらい状況です。現時点での市長の見解をお伺いします。
- 宍戸議長　答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長　見えづらいという評価については、もっと見えやすく理解がしやすい形にしなければならないと受け止めています。反省し対処したいと思えます。一方でこれは、揚げ足を取るつもりではないんですけども、データの、ちょっと違う言い方をすると、確かなしっかとした根拠を持ち得ない議論はないと思えます。それは単なるおしゃべりです。私は今までそんな議論に遭遇したことはありません。必ずデータを事実に基づいてかんかんがくがくやるのが議論だと捉えています。カタカナなんですけどファクトファインディングというのがあります。ファクトというのは事実ですね。ファインディングというのは、ファインドというのは見つけるという意味なんです。事実の発見、課題の発見、これを私は特に前職のときに徹底的にたたき込まれました。いわゆるアナリストというのをやったんですが、この先、経済がどうなる、金融市場がどうなるというのを話しするんですね。株価がどうなるか、上がるか下がるか。これをファクトに基づかないと、いや上がったから下がるんじゃない。下がったから上がるかもね。こんなことを言ったら意味がないんですよ。上がると思う。なぜならば、です。このなぜならばを徹底的に追求しました。それこそ一分の隙もないほど理論武装するというのが私がこれまでやってきた仕事のやり方です。ですのでそれをここでも踏襲し、そのやり方でいろいろな委員会あと審議会もあるんですけどもそれらの動きを見守っていきたいと考えています。
- 宍戸議長　答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高議員　昨日、石飛副議長とのやり取りもありましたんで、仕組みというのは私も理解不十分なところがありましたけども、昨日のやり取りでかなり

理解は進んだように思います。議事録を見た中でタウンセンター化というんですかね。タウンセンターですよ。そういったものを吉田を中心に各町、いわゆる合併当時の建設計画にほぼ近い形ですけども、そういったものがデータとかアンケートである程度浮かんできたというのを地域の代表の方が聞かれて、そういうことならある程度理解できたというふうな答弁、議事録の中にありましたね。そういったところを見て、なるほど、そういう形で進んでるんなら安心だなという気はして見ております。そういったものがどんどん出てくると、今、市長がおっしゃったようなことも含めて私たちも理解が進んでいくのかなと。なかなか議事録が出てこなかったんで、直前になってこういった形に質問の中身がちゅうちょするようなどころもありますけども、その中で私は1点ほど市長に提案をしたいんですけども、この大きな計画の中で県は当然入ってやりますよね。その中で国が国道54号線辺りの流れというのをどんなふうに、ここ水害にも遭いましたですよ。この辺を国とも連携するということができないのかどうかというのを確認をしたいと思うんですが。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 国との連携というのがどのようなものなのか、ちょっと私も今、聞いている範囲では分かりかねましたので、それを前提で御説明しますと、上位に県があり当然その上には国がありますので、それこそ国の方針というのは政権によって変わったりはするんですけども、かなり中長期的な指針が示されています。それに当然沿う形で、今回でいえば安芸高田市のマスタープランは策定することになっています。ちょっとうまくお答えできてないかもしれないんですが、そのように認識をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高議員 まあ、これは今日は頭出しだけで、今後いろいろな形で議論がする場があればなというふうに思っていますので、以上で私の一般質問を終わります。

○宍戸議長 以上で、熊高議員の質問を終わります。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
次回は、6月27日午前10時から再開いたします。
お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後0時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員